

## 議員提出による条例提案のルールについて

## 《 経緯 》

- ① 平成 24 年 5 月 25 日の代表者会において、新政クラブから「(仮称) 大和市商業振興条例」の議員提出議案を検討している旨の報告がある(このときは、「議員提出議案にかかるパブリック・コメント実施にあたり、市議会のホームページの利用について」が議題)。
  
- ② 平成 24 年 7 月 30 日に市長名で「(仮称) 大和市商業振興条例の内容に対する意見について(回答)」の文書が議長あてに提出される。その文書中に基本的事項として以下が述べられていた。
  - 政策条例は、市民生活に直接影響を及ぼす重要な定めとして位置づけられることから、その提案にあたっては、議会が合議体であることを踏まえると、議会の意思として本来提案されるべきものであると考えていること。
  
  - 広く市民の意見を聴くために、大和市市民参加条例に準じた市民参加手続きを実施することが重要であると認識していること。
  
  - 広範な議論や市民参加を経て、議会の意思として提案された条例案が成立した場合は、市は執行機関として、条例の効果的な運用を行い、その実効性を確保していくことが求められることを認識していること。
  
  - 上記のために、条例案を検討する段階から、市の関係部署との事前の協議・調整などを議会が行うことも肝要であると考えていること。
  
  - 現在、「議会基本条例検討協議会」において、議会改革、議会活性化に関する検討が進められていると聞き及んでいることから、この機会をとらえて、議会において政策条例を提案される場合のルールを明らかにすることを強く要望すること。
  
- ③ 平成 24 年 11 月 2 日の代表者会において、(仮称) 大和市商業振興条例での調整経過を参考にして「議員提出による条例提案のルール(事務局案)」が提示(資料 1-2)され、各会派へ持ち帰り、検討した後、次回の代表者会で取りまとめることで了承される。
  
- ④ 平成 24 年 11 月 22 日の代表者会で協議され、表現方法も含め事務局で再検討となる。